ライトハウス 朱雀 の居住系家具の入札について

（募集要項）

　当法人が現在進めている施設整備で、入居者等が利用する以下の品目の調達を行うもので、下記のとおり募集いたします。ひろくご参加をいただきたく案内をさせていただきます。

2015年１２月４日

社会福祉法人京都ライトハウス

理事長　神谷俊昭

（問い合わせ先）

　担　当：船岡寮改築担当　三島、小山、松尾

　連絡先：電話075－462－4400

　アドレス：kaichiku@kyoto-lighthouse.or.jp

・土日祝を除き、平日の午前10時より午後5時までにお願いします。

・ご来館には、公共交通機関をご利用ください。

～～～～～～～～～　記　～～～～～～～～～

１．ライトハウス 朱雀 の居住系家具の調達予定物品等について

　（１）予定する物品の仕様等

・以下の内容により行います。

１）共通事項

　・以下の共通事項に示す他は、２）項の品目別リストに掲げることとします。

　（ア）目的及び形状等

　　　・当法人が現在進めている「ライトハウス 朱雀」では、「視覚障害者にやさしい施設」を目指しています。

・そのため、入居者等が利用する部分で使用する家具等は、家庭的な温もりとくつろぎの空間づくりを進めるため、木質系の家具とし、直接触れる部分では鋭角状の箇所が生じないように、また、手や肌になじみやすい形状とすることとします。

　（イ）材質及び素材等について

　　　・目的及び形状等で示す内容を長期にわたって維持できるよう、これら家具について納品後10年間程度の維持保全ができることを求めます。

　　・木質系家具の主な素材となる木材は、十分な自然乾燥をしたナラ材などを使用すること。

・使用する木材で、無垢材の場合にあっては、反り、割れ、欠け等が生じていないものを使用すること。

・自然乾燥の目安としては、建築木工事で使用する場合以上の含水率を確保すること。

　　・使用する木材の表面仕上げは、耐久性を確保した樹脂系塗料による、肌触りに優しい表面仕上げとすること。

・使用する木材は、複層材の使用をできるだけ避けること。使用する場合にあっても最小限に止め、承認図による製作承認を得たのちに製作すること。

・目的及び形状等を考慮し、原則として金属部材を基材とした木質表面仕上げを避けること。

　　・家具座面などクッション性や肌触りを要求する部分では、肌に柔らかく、局部的に痛点などが生じないようにすること。

（ウ）環境性能及び衛生性能の確保

・利用にあたって汚れが考えられる木質部以外の仕上げ部分では、衛生環境の維持の観点から、ビニール系の素材を用いた表面仕上げとすること。

・汚れが懸念されない部分では使用感の点から、原則として木綿又は麻などの自然系素材を用いるようにすること。

・汚れが考えられる部分で使用する木材その他の素材は、衛生維持の観点から使用するアルコール系又は次亜塩素酸ナトリユーム等の薬品使用に長期に耐えること。

・家具製作では、シックハウス症候群について厚労省が濃度指針値を公表する各種の化学薬品等の成分を含む接着剤等を原則として使用しないこと。

・製作された家具を、施設内の所定位置に設置した場合において、上記の規制による数値を超える状況とならないこと。

（エ）安定性の確保

　　　　　　・使用に当っては、転倒などが生じにくいような、低重心の構成とすること。

　　　・家具の足元部分では、意図しない状況では容易く移動しないよう、安定した固定ができるような形状とすること。

　（オ）その他

　　　・原則として、国内産材を用いた製品とすること。

　　　・上記の、目的及び形状等以下に記す内容を確保するため、また、法人が求める必要な性能諸元等を確保するため、公共性のある製造者団体に加入する製造者の製品であることを指定する場合がある。

　　　・製作･納品する家具等については、納品後10年間の製品保証を行ない、この期間内において、意図的な破損を除く軽微な修理を行うこと。

２）品目別リスト

（ア）テーブル及び椅子

　　　・特養、養護、デイサービス等の、利用者が長時間継続して利用する場所に設置するものは、立ち座りがし易く、高齢者を含めて使いやすい形状、材質とすること。

　　　・養護施設に設置する食堂テーブルは、その通路側部分の指定する位置に、太さ、材質等を指示する手すりを備えること。

・手すりには、案内誘導用の位置等を表示するピン、点字表示などの指示する内容の情報設備を備えること。

　　　・手すり付きテーブルでは、手すり使用の際に、十分に体を支えることができる構造強度を有すること。

・手すり付きテーブルは、安易に移動可能な構造とし、介護スタッフが2名程度で可搬できること。

・手すり付きテーブルは、テーブル部分と手摺り部を分離して使用できる構造とすること。

（イ）ソファ他

　　　　　　・原則として上記による他、すわり心地に係るクッション材等は分離できる構成とすること。

（ウ）その他

　　・屋外使用の家具については、対候性の観点から上記仕様を除外する。但し他の家具の半分程度以上を保証し、耐水性を兼ね備えていること。

（エ）別紙リストを参照し、同等品以上であること。

　（２）納期他

・別途指示する場合を除き、原則として、2016年4月30日以後から指定する位置への納品を開始でき、5月30日までに完了検査を経て指定位置への納品を終えること。

・納品に当たっては、搬入、組立て、調整及び検査を経て完了とします。

　　・指定する場所及び位置は、京都市中京区西ノ京新建町3番地に於いて整備中の、社会福祉法人京都ライトハウス「高齢者総合福祉センター　ライトハウス朱雀」の施設内の位置とします。

２．入札について

　・本件調達では、は以下のとおり資格制限等を設けて実施します。

　（１）募集について

１）期間

　・2015年１２月４日（金）午前９時より、2015年１２月１１日（金）午後２時まで。

　　　２）募集の方法等

　　　　・京都ライトハウスホームページへの掲載、同･本館の屋外掲示板へ掲出します。

（２）応募の方法

　　　・上記の諸条件を満たされる参加希望の方は、本件の募集件名を記した「参加申出書（自由様式）」に、参加条件を判断できる関係書類を添え、上記の募集期間内に、下記Eメールアドレス、郵送又は持参によりご提出ください。

　　　　　＊Eメールアドレス　 　kaichiku@kyoto-lighthouse.or.jp

　　　　　＊持参又は郵送の場合　京都市北区紫野花ノ坊町11　京都ライトハウス

　　　　　　　　　　　　　　　　船岡寮改築担当　宛て

　　　・「参加申出書（自由様式）」には、連絡先として担当者名、電話番号、Eメールアドレスを記載してください。Eメールアドレスは以後の連絡等に使用します。

　　・受付後、参加資格を確認させていただき、満たされている方には入札参加通知をお届けします。入札の参加時にご提示ください。

（３）参加資格

　　　１）制限の内容

　　　　・京都市指名競争登録の物品調達の該当区分の登録を受け、参加申請の時点で、競争入札参加停止処分を受けていないこと。

　　　・京都府内の社会福祉法人等で、助成を受けて実施する施設整備等での納入実績があること。

　　　２）入札参加資格の審査及び通知

　　　　・上記の入札参加資格を満たす参加者に、参加通知書をお送りします。

　　　３）質疑書等

　　　　・入札参加通知書を受領した日より、2015年12月17日（木）午後5時までに、本要項で公表する仕様等についての質疑を受け付けます。

　　　　・上記、Eメールアドレスで受付け、後日、全参加者に回答します。

　　　　・仕様及び回答に沿って入札をしてください。

（４）入札の実施

　　　１）日時等（予定）

　　　　・2015年１２月２２日（火）午前１１時より、京都ライトハウス内で実施。

　　　　・詳細は入札参加通知等でお知らせします。

　　　２）入札参加の意向があり、応募して参加資格を満たしたが、以後の情勢により入札参加を辞退される場合は、書面（自由様式）にて前日までに辞退届をご提出してください。

　　　３）留意事項

　　　　・入札参加時には「入札参加通知書」をご持参･ご提示ください。

　　　　・代理人の場合は、委任状を提出してください。

　・遅参、提出書面等に不備がある場合は入札を認めません。

　　　　・入札は２回まで実施します。

　　　　・入札書（税抜額他の必要事項を記載したもの）により入札をしていただきます。

　　　　・入札に参加しようとする者が、法令に定められたいわゆる暴力団及び暴力団員である場合は、入札に参加する資格を失い失格となります。入札後に判明した場合も同様に扱うこととします。

　　　　・入札への「参加申出書」の提出があった場合は、以後の入札において落札したが契約を調印しないときは、調達業務への妨害行為として落札金額の5％に相当する額を違約金として徴収されることの了解があったものとして扱わせていただき、請求のうえ納付いただきます。

（５）決定方法他

　　・入札で最安値を提示したものを契約の候補者とし、同一価格の入札の場合は法人規定により決することとします。

　　・入札後、上位のものが失格等になった場合は、次点のものと契約の協議を行います。

　　・契約の候補者との本契約の締結は、法人理事会での承認後になります。

　　　・契約の候補者は、事後の履行確認のために、入札書に記載の入札金額の内訳書の提出を願います。

　　　・入札後、契約の候補者から類似品等による同等品承認の願いがあった場合は、審査のうえ法人において決定した方法によることとします。また、質疑に対する回答書に記載がある場合は、記載に沿った内容によることとします。

（６）契約

　　・理事会の承認を得た契約の候補者とは、以下の項目を記載した契約書により契約します。

・原則として候補者に作成していただき、必要事項を加除したうえで調印締結するものとします。

　　（必要な項目）

　　　　・契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項

　　　　・契約履行の場所

　　　　・契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

　　　　・監査及び検査

　　　　・履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

　　　　・危険負担

　　　　・瑕疵担保責任

　　　　・契約に関する紛争の解決方法

　　　　・その他必要な事項

（７）支払い条件

　　・本件調達における、納品検査に合格した場合、請求により翌月に支払うものとします。

以上